



島根県報

平成29年3月7日（火）

第2,883号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	（畜産課）	2
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	（ ” ）	5
解除予定保安林	（森林整備課）	5
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	5
土地収用法の規定による事業の認定	（ ” ）	6

【公 告】

都市計画事業の認可（2件）	（都市計画課）	8
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	9

【教委告示】

島根県指定無形文化財の保持者の認定の解除	（文化財課）	9
----------------------	--------	---

告 示

島根県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人やすぎ福祉会	短期入所生活介護	ソレイユショートステイあらしま	安来市荒島町1734番地	平成29年3月31日
社会福祉法人やすぎ福祉会	介護予防短期入所生活介護	ソレイユショートステイあらしま	安来市荒島町1734番地	平成29年3月31日

島根県告示第91号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法、試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	1 松江市（旧松江市、旧八雲村、旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域に限る。）、奥出雲町（旧横田町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）及び益田市（益田市種地区、旧美都町及び旧匹見町の区域に限る。）	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛		2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
結核病検査	結核病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内	ツベルクリン皮内注射法	1 松江市（旧松江市、旧八雲村、旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲	

		<p>で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>		<p>町の区域に限る。)、奥出雲町(旧横田町の区域に限る。)、大田市(旧大田市の区域に限る。))及び益田市(益田市種地区、旧美都町及び旧匹見町の区域に限る。))</p> <p>2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検査とし、必要に応じてヨーネン検査、エライザ法による検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。	<p>1及び2 松江市(旧松江市、旧八雲村、旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域に限る。)、奥出雲町(旧横田町の区域に限る。)、大田市(旧大田市の区域に限る。))及び益田市(益田市種地区、旧美都町及び旧匹見町の区域に限る。))</p> <p>3から6まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出対	エライザ法	県下全域	平成29年4月1日から平成30年3

		象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）			月31日まで
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成29年4月1日から
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成30年3月31日まで
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	の間において当該家畜の所在地を
イバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	管轄する家畜保健衛生
牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	所長が指定する日
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬			
		3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬			
		4 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬			
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域	
豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	

査	の発生予防	める豚			
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第92号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 3月 7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

島根県告示第93号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 3月 7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市湖陵町三部1498-17、1498-19、1498-34、1498-38、1530-2、1530-74から1530-76まで、湖陵町二部2638-44、2638-46、2638-78、2638-80、2638-81、2676-47から2676-50まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第94号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成26年度～28年度	38枚	1冊	矢原①	平成29年2月28日
益田市	平成26年度～28年度	28枚	2冊	宇津川・丸茂	平成29年2月28日
安来市	平成27年度～28年度	9枚	1冊	荒島5	平成29年2月28日

島根県告示第95号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

西ノ島町

2 事業の種類

家畜市場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字来居地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字来居地内における9,087㎡の土地を起業地とする「家畜市場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、西ノ島町が家畜市場を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する市場に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である西ノ島町は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

西ノ島町は、島根半島の北東約65kmの日本海に浮かぶ隠岐諸島の中の4つの有人島のうち島前地区にある西ノ島を占め、1島で1町を形成しており、主な産業としては漁業、観光業及び畜産業が挙げられる。同町の人口は平成28年12月31日現在で2,923人で、進行する人口減少への対応が課題となっており、移住及び定住を推進していくために雇用の場を確保する必要がある。

そこで、島内の資源を活かした雇用拡大を図るため、平成27年12月に策定した総合戦略プランにおいて、基幹産業の活性化により雇用規模の拡大を図るとともに、担い手確保に向けた支援策の充実を通して安定した雇用の創造に繋げていくこととしており、畜産業の振興も推進施策の一つに掲げている。現在、畜産業は、和牛と肉用馬の繁殖経営が行われ、島内に広がる公共牧野を活用した放牧中心の低コスト生産による経営方法をとっており、多頭飼育農家の増加や農外企業の参入もあることから安定的な生産状況を維持している。

しかしながら、農家の高齢化や後継者不足により、平成10年度に65戸あった農家戸数は平成27年度には30戸にまで減少し、うち14戸の事業主が65歳以上という状況であり、主要な就業及び雇用の場である畜産業の存続が危ぶまれている。そこで、繁殖用雌牛導入等に関する助成制度の創設やホームページを活用した就農情報の発信等、担い手の確保や畜産農家の経営の安定化及び経営規模の拡大の推進に取り組んでいる。

一方、子牛等の島外出荷の拠点となる現市場は、建築から38年が経過し、腐食や雨漏り等による老朽化や狭あい化が問題となっている。特に、大型トラックの搬出入のための必要な広さがないこと、競り後の繋ぎ場がないことから動線が交錯しているため危険であり、作業効率の悪化を招いている。さらに、現市場の出入口に接する県道の幅員が狭く、大型トラックの出入りに際し交通の停滞を招いており、現市場の敷地内に駐車場がないため大型トラックが出入口付近の待避所で待機していることから、車両の通行にも支障をきたしている。

本件事業の完成により、家畜市場における搬出入作業の効率化を図るとともに、新たな雇用の確保と新規就農者の早期経営安定や既存農家の経営規模の拡大を図ることで、畜産業の活性化と定住人口の増加を促進し、基幹産業である畜産業の振興に寄与するものと認められる。さらに、本件事業により整備された施設を活用し、研修農家の受入れを行うほか、畜産業の体験観光などを行うことで、情報発信と交流人口の拡大により人口減少の影響を緩和し、地域の活力の活性化が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、周辺環境への影響が最小限になるよう環境保全措置を講じることとしている。また、起業者が行った現地調査の結果、本件事業に係る土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づく特別な措置を講ずべき埋蔵文化財等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、3つの候補地を選定して検討が行われており、申請地は、他の2つの候補地と比較すると、住宅地等から離れており周辺環境への影響が少ないこと、幅員の広い町道への接続が容易であること、集出荷のための港からの利便性がいいこと及び事業費が少額であることから、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、西ノ島町は主要な就業及び雇用の場である畜産業において、担い手の確保や畜産農家の経営の安定及び経営規模の拡大の推進に取り組んでいるが、現市場は、施設の老朽化や狭あい化により利用者の利便性を欠いている状況から、早期に整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

西ノ島町役場（地域振興課）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成29年中国地方整備局告示第13号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業3・4・46号中町瑞穂大橋線、3・4・47号藪崎城の前線及び7・7・6号京塚寺町線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成29年中国地方整備局告示第14号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業7・5・7号神門通り線（2工区）

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分 島根県出雲市大社町修理免字西原及び杵築南字川端地内

(2) 使用の部分 島根県出雲市大社町修理免字西原地先及び杵築南字川端地先

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（平成29年中国地方整備局告示第16号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業
宍道湖東部流域下水道

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

松江市東津田町 松江県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

教 育 委 員 会 公 告

島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第20条第1項の規定により、平成11年島根県教育委員会告示第2号で指定した次の文化財の保持者のうち1名が死亡したので、当該1名について同条例第21条第7項の規定により島根県指定無形文化財の保持者の認定は解除されたので告示する。

平成29年3月7日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

指定告示	種 別	名 称	所 在 地	保 持 者	認定解除年月日
平成11年島根県教育委員会告示第2号	工芸技術	日本刀	仁多郡奥出雲町稲原	小林貞俊（貞法）	平成29年2月17日